



# 基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用 に関する検討ワーキンググループについて

---

# 基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用に関する検討WG

## 設置目的

地理空間情報を活用した各種取組の基礎となる**基盤地図情報をはじめとする基盤的な地理空間情報**について、着実に整備・更新・維持管理を実施するとともに、その利用価値をより向上させるため、**相互活用推進**や高度化等について検討する。

## 過去の活動状況

「基盤地図情報整備・更新に関する検討チーム」として、平成22年3月より、各府省が整備する基盤地図情報整備に資する法定図書の整理、各府省間相互連携・協力体制の確立等を行い、効率的な基盤地図情報の整備・更新を実現した。

## 今後の活動予定

各府省が整備・保有する法定図書等についての最新の状況を収集し、**基盤的な地理空間情報の相互活用推進**や高度化に資する情報を整理した上で、**基盤的な地理空間情報の相互活用推進のための仕組み**や高度化（3次元化等）の**推進方策**について検討を行う。

令和5年3月29日（水）に第1回会議を開催予定。

## 構成員

（議長）

国土交通省国土地理院企画部長

（構成員）

内閣官房地理空間情報活用推進室参事官

デジタル庁統括官（デジタル社会機能共通グループ）付参事官

デジタル庁統括官（国民向けサービスグループ）付参事官

総務省自治行政局住民制度課長

総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長

総務省自治行政局市町村課長

法務省民事局民事第二課長

農林水産省大臣官房参事官（デジタル戦略グループ長）

農林水産省農村振興局整備部設計課長

林野庁森林整備部計画課長

経済産業省商務情報政策局情報経済課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省総合政策局技術政策課長

国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課長

国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長

国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長

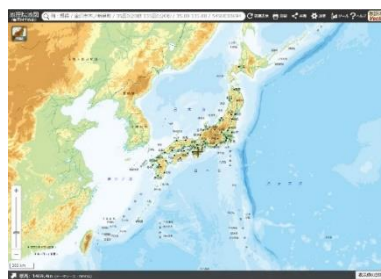
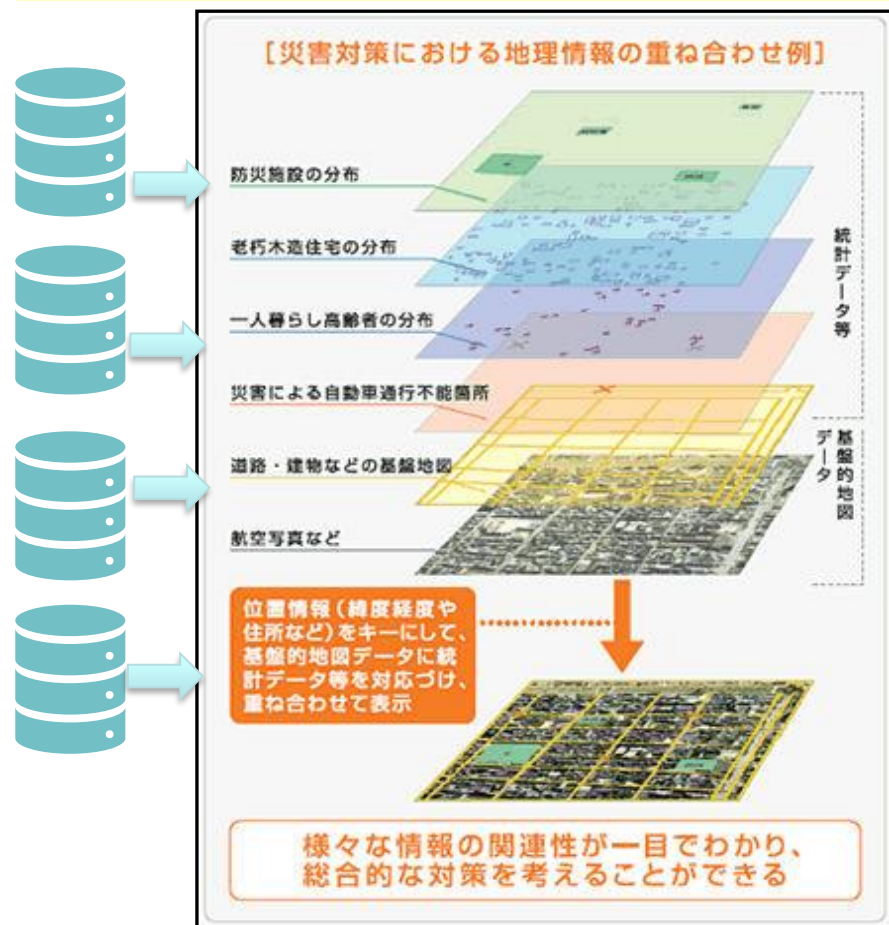
国土交通省都市局都市政策課長

国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室長

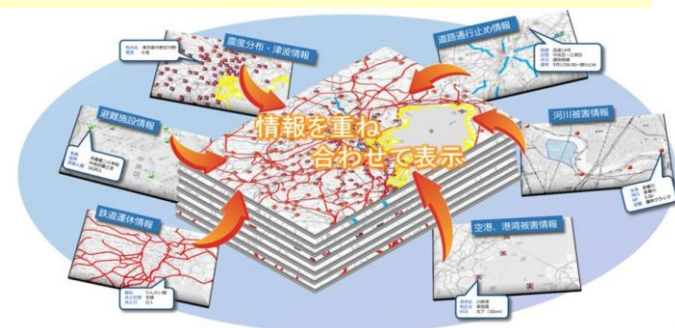
海上保安庁海洋情報部技術・国際課長

# 基盤地図情報の整備効果と課題

- 基盤地図情報を活用した様々な地理空間情報の重ね合わせやGISで利用が容易に
- 様々な分野で地理空間情報の活用が進んだ
  - 例) 公的機関：庁舎内での情報共有、ウェブサイトからの住民への情報公開
  - 民間：地図サイト、ナビゲーションシステム、マーケティング分析
- 各データは各々の目的に沿って各々に整備され、相互活用は一部にとどまる。



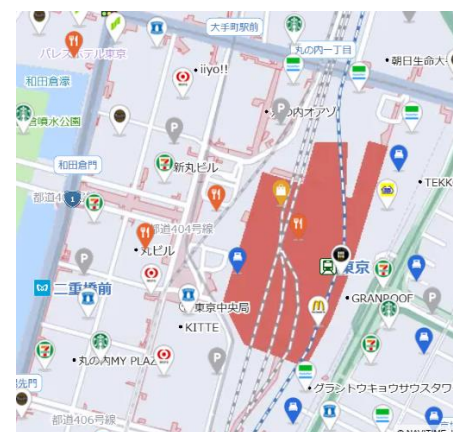
地理院地図(国土地理院)



DiMAPS: 災害情報を地図上に一元表示(国土交通省)



統合型GIS(出典:射水市)



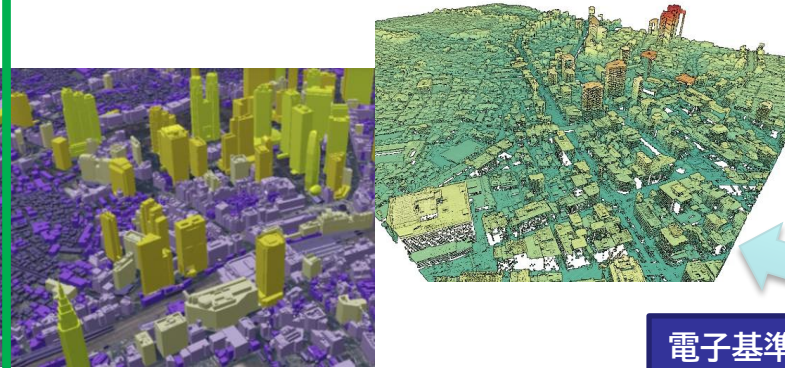
民間地図での活用(出典:NAVITIME JAPAN)

# 本WGの検討事項 (案)

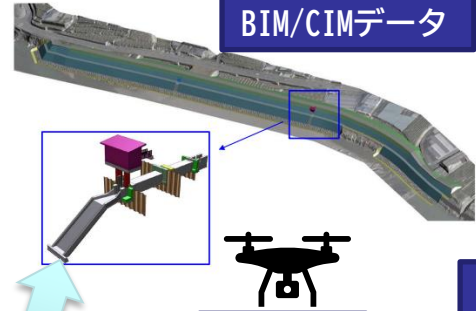
**基盤的な地理空間情報\*の整備・更新・相互活用を強力に推進すべく**  
**本WGにおいて、下記2段階のステップで検討を行う**

\* 基盤地図情報等の地図情報、ベース・レジストリ、その他様々な行政事務・サービス等の基盤となる地理空間情報及びその活用基盤

3D都市モデル・三次元点群データ等



BIM/CIMデータ



自動運転用ダイナミックマップ

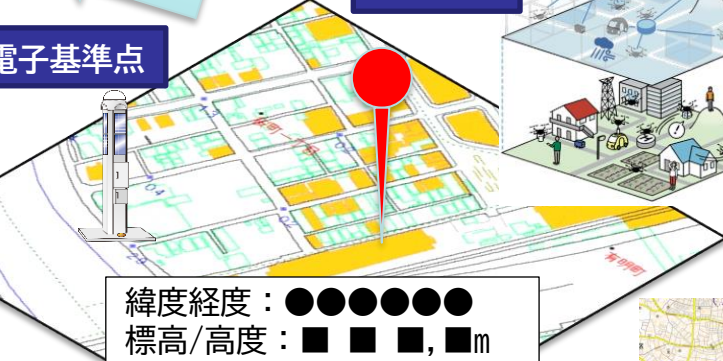


衛星測位



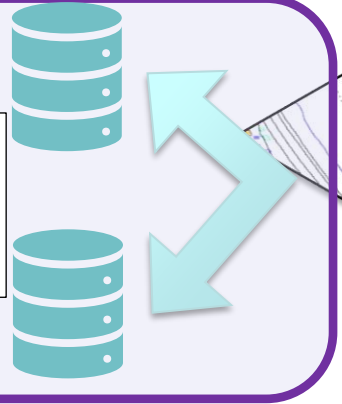
3次元空間ID

電子基準点



文字ベースの台帳

- ・不動産登記
- ・法人・商業登記
- ・住居表示台帳
- ・住基台帳
- ・固定資産税台帳
- ・農地台帳
- ・林野台帳
- ・.....



緯度経度：●●●●●●●●  
 標高/高度：■ ■ ■, ■m  
 町字ID：× × × × ×  
 不動産ID：▲▲▲▲▲▲  
 等

都市計画基本図



電子国土基本図



登記所備付地図



**【STEP 1】不動産登記、アドレスに関する検討**  
 (地理空間情報の属性情報によるデータの相互活用)

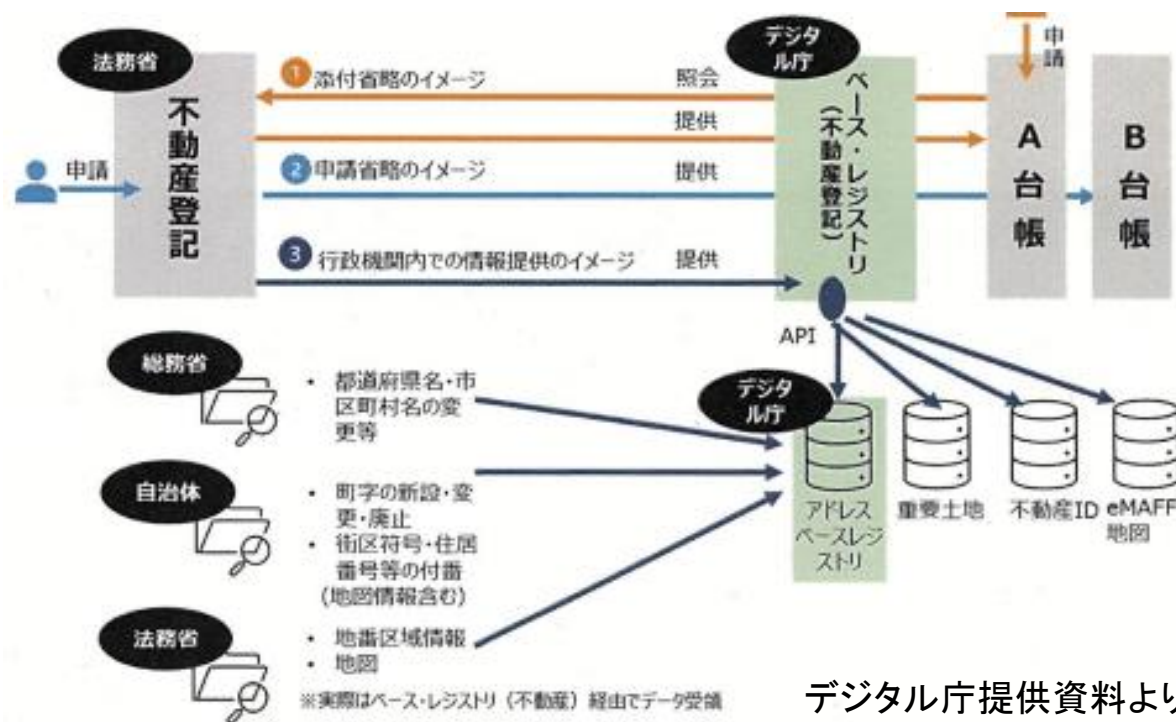
**【STEP 2】基盤的な地理空間情報の相互活用の検討**  
 (空間形状を示す地理空間情報も活用したデータの相互活用)

- 不動産登記・アドレスに関する台帳連携による、社会全体の効率化を実現
  - 異動情報を各種台帳に反映可能
  - 文字ベースの情報を機械判読により名寄せ可能
  - ワンストップ化による行政事務・民間活動の効率化
  - 現況の調査や台帳の更新にかかる行政コストの削減 等

- ✗ 紐付けのための共通キーがない
- ✗ 個別にデータ更新する必要あり
- ✗ 手作業の労力が多大



- ✓ 共通のID（不動産ID等）による紐付け
- ✓ BRの更新を反映可能
- ✓ 文字列の機械判読可能



デジタル庁提供資料より抜粋

# 【STEP 2】 基盤的な地理空間情報の相互活用 of 検討

- 空間形状を機械可読にすることで、デジタルツインの実現による、**社会サービスの高度化、業務の更なる効率化**等を実現
  - モビリティの自動航行サービスの実現
  - 空間形状の変化を捉える必要がある業務（インフラ管理等）の**効率化** 等

## 機械可読性が不十分だと

- ❌ 機械が空間形状を認識できない
- ❌ 空間形状を踏まえた自動化ができない

## 機械可読性の向上により

- ✅ 機械が空間形状の情報を認識
- ✅ 空間形状を踏まえた自動化が可能  
(自動航行、インフラ維持管理など)

## 機械可読に必要な情報

位置(座標値)を表す情報  
[緯度、経度、標高]

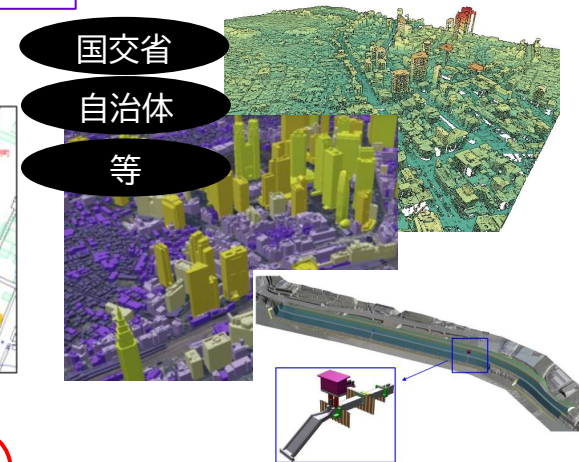
地物(建物等)の形状情報  
[形状データ(3次元含む)、BIM/CIM等]

地物の属性情報  
[ID、名称、アドレス(住所・所在地)等]

## 基盤的な地理空間情報の例



各種法定図書(附図等)

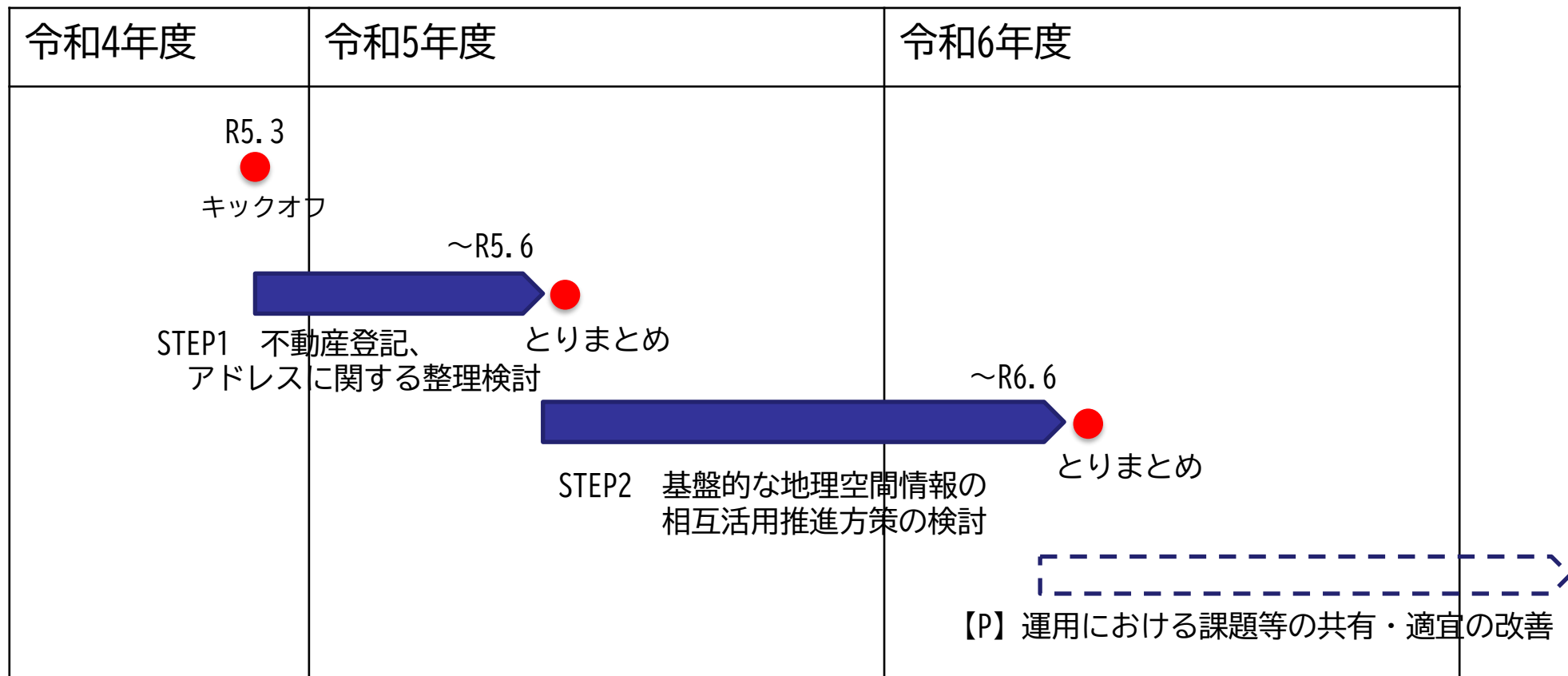


3D点群・3Dモデルデータ

機械は、  
[緯度、経度、標高]で自他の位置を認識  
[地物の形状データ]で空間形状を認識  
[ID]で他のデータとの関係性を認識  
[名称、アドレス等]で人間の指示を理解

# 検討スケジュール

- ・ 令和5年6月めど 「不動産登記、アドレスに関する整理」とりまとめ
- ・ 令和6年6月めど 「基盤的な地理空間情報の相互活用推進方策」とりまとめ
- ・ 詳細部分は、必要に応じて補佐級のワーキングチームにて検討



※詳細部分は、必要に応じて補佐級のワーキングチームにて検討